

特別支援教育は、子どもの可能性を最大限に伸ばすことを目指します！

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校では…

学校全体で支援します！

通常の学級も含め、学校全体で特別支援教育が実施されています。

- 通常の学級に在籍している障害のある子どもにも、障害に配慮し、指導内容・方法を工夫した学習活動を行います。
- 小学校・中学校には、「特別支援学級」や「通級による指導」の制度があります。
- 特別支援教育に関する支援員の活用も広がっています*1。

＜これらを学校で進めるために…＞

- ・特別支援教育コーディネーターと呼ばれる教員が、福祉機関などの関係機関との連絡・調整を行ったり、保護者からの相談を受けたりします。
- ・校内委員会*2を設置して、支援の方法を検討するなど、学校全体で障害のある子どもを支援します。

通常の学級

少人数指導や習熟度別指導などによる授業も行います。支援員がつく場合もあります。

通級による指導

通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別な指導を週1～8単位時間特別な指導の場で行います。(小学校・中学校)

対象：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

●LD・ADHDについては平成18年度から新たに対象となりました。

特別支援学級

障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子ども一人一人に応じた教育を行います。(小学校・中学校)
対象：知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、情緒障害

※1 学校において障害のある子どもの介助や学習支援を行います。

※2 校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当教員、特別支援学級教員、養護教諭、対象となる子どもの学級担任などで構成され、全学的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある子どもの実態把握や支援方針の検討などを行います。

交流及び共同学習

相談

助言・援助 (センター的機能)

特別支援学校では…

専門性を生かした特別支援教育を行います！

- 特別支援学校とは、障害の程度が比較的重い子どもを対象として専門性の高い教育を行う学校です。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園部・小学部・中学部・高等部で行います。

対象：視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱

一人一人に応じた指導

小学校・中学校などに準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するための特別な指導領域「自立活動」を実施しています。

また、障害の状態などに応じて、弾力的な教育課程が編成できるようになっています。

専門性の高いスタッフ 充実した施設

子ども一人一人の障害に配慮した施設環境の中で、専門性の高い教員が少人数の学級で指導を行っています。

就職・進学 などのサポート

卒業後の職業的な自立を促進するため、障害の状態などに応じた多様な職業教育や進路指導を行い、就職・進学などを最大限にサポートしています。

教育相談・巡回指導など

障害のある子どもの教育についての専門性を生かして、地域の特別支援教育のセンターとして、近隣の小学校・中学校などからの求めに応じて助言・援助を行います。

さまざまな支援体制

特別支援学校には、通学費や教材費など、就学に必要な経費の補助制度があります*。また、通常の交通手段では通学が困難な子どものため、スクールバスを運行する学校もあります。さらに、障害の状態などにより通学することが困難な子どもには、「訪問教育」も行われています。

※小学校・中学校の特別支援学級などにも同様の制度があります。

連携

連携

各学校はさまざまな関係機関とネットワークを作って、子どもの成長に応じて一貫した支援をします！

教育

特別支援学校、幼稚園
小学校、中学校、高等学校
中等教育学校、大学
教育委員会
教育センター

医療

地域の病院
障害者専門医療機関

保健

地方公共団体の保健担当部局
保健所、保健センター

福祉

地方公共団体の福祉担当部局
保育所、児童相談所
社会福祉協議会
障害者福祉センター
発達障害者支援センター

労働

ハローワーク
地域障害者職業センター
障害者就業・生活支援センター
企業

その他

NPO、親の会
地域の活動グループ

など